

番号	設定項目名	会津若松市														
		子ども	ひとり親			障害			障害	ひとり親	障害	泉崎町		ひとり親	妊産婦	滝川町
1	保険番号	580	381	481	382	482	582	646	581	682	782	262	681	183	362	462
2	法別番号	80	81	81	82	82	82	46	81	82	82	82	81	83	82	82
3	短縮制度名	会津子	会津親	会津親組	会津障	会津障組	会津障償還	伊達障害	湯川親	川内障組	泉崎障	泉崎障組	田村親組	南妊産婦	浅川障	浅川障組
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)	0 - 18	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 69
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)	0	0	2	0	2	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0
13	レセプト記載	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
※	所得情報															
14	外来負担区分	1	2	1	2	1	3	1	1	1	2	1	1	2	2	1
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
21	1月院外上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	2	1	2	1	3	1	1	1	2	1	1	2	2	1
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	3	1	1	1	1	1	3	1	3	1	1	1	1	1

★ 会津若松市

子ども医療費

「会津子」(患者負担無し、食事も助成対象、レセプト請求。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。会津若松市の場合、国保組合の場合に適用し市町村国保は保険番号345、社保は保険番号280と同制度のようです。郡山市、白河市・須賀川市・国見町・川俣町・天栄村・北塩原村・西会津町・湯川村・浅川町・富岡町・川内村・双葉町・南会津町(令和4年10月)、鏡石町・只見町(令和4年12月)、棚倉町(令和5年10月)、西郷村(令和6年2月)の国組も同制度のようです。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

ひとり親家庭等医療費

「会津親」(患者負担無し、食事も助成対象、社保・国保の場合に適用。社保国保共にレセプト請求のようです。)※平成29年10月、令和1年8月より請求方法の変更。会津美里町(国保組合以外 令和5年11月)も同制度のようです。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

重度心身障害者医療費

「会津障」(患者負担無し、食事も助成対象、国保組合の場合に適用。レセプト請求のようです。透析の場合も考慮して月の点数数が1,000点を超える場合は全額償還払いでの請求となります。) ※平成29年10月より請求方法の変更、令和2年4月よりレセプト請求へ変更

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「2」で設定が必要です。

★ 伊達市(平成20年1月)

重度心身障害者医療費

「伊達障害」(伊達市、伊達郡4町の制度です。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。) ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

★ 湯川村

ひとり親家庭等医療費

「湯川親」(平成30年8月よりレセプト請求となるようです。)※昭和村(平成30年10月)、田村市・会津美里町(国保組合以外 令和3年11月)、三島町(社保 令和4年4月)、浅川町(国保組合以外 令和5年11月)も同制度のようです

※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度のようです。患者登録の所得情報画面で負担金を設定できます。個人でなく世帯で上限額が設けられている制度ようで多く払った分は償還払いで戻るようですが、所得情報画面での上限額設定で運用回避可能と思われます。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「患者登録-所得情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定が必要です。

★ 川内村

重度心身障害者医療費

「川内障組」(患者負担無し。食事療養費は助成対象外。レセプト請求。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。国保組合の場合に適用し、他保険の場合は保険番号282と同制度のようです。)

※南会津町(70歳未満の国保組合 令和2年8月)、白河市・柳津町・西郷村・中島村・矢吹町・会津美里町(65歳未満の国保組合 令和3年8月)、田村市・金山町(65歳未満の国保組合 令和4年8月)、三島町(65歳未満の国保組合 令和4年10月)、会津坂下町・棚倉町・三春町・小野町(65歳未満の国保組合 令和5年8月)、鏡石町・猪苗代町・平田町(65歳未満の国保組合 令和6年8月)も同制度のようです。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

★ 泉崎町(令和3年8月)

重度心身障害者医療費

「泉崎障」(令和3年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し、食事療養費も助成対象です。)

「泉崎障組」(令和3年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し、食事療養費も助成対象です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。国保組合の場合に適用してください。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

★ 田村市(令和3年11月)

ひとり親家庭等医療費

「田村親組」(令和3年11月よりレセプト請求。月上限1,000円の患者負担、食事療養費は助成対象です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払い。70歳未満の国保組合の場合に適用ください。)

(70歳以上の国保組合は償還払いなので使用不要です。国保組合以外は保険番号581をご使用ください。)

※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度で負担上限額は個人ではなく世帯のようです。患者登録の所得情報画面で負担上限額を設定できます。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセ(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「患者登録-所得情報-月上限額入力」の左側を「2」、「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。

★ 南会津町(令和4年4月)

妊産婦医療費

「南妊産婦」(令和4年4月より社保はレセプト請求。市町村国保はレセプトでの10割給付、国保組合は償還払い。患者負担無し、食事療養費は助成対象外です。南会津町の制度です。)

※市町村国保はレセプトに10割給付との記載が必要のようです。必要に応じてシステム管理マスター「2006 レセプト特記事項編集情報」より給付割合10割の設定を行ってください。

★ 浅川町(令和4年8月)

重度心身障害者医療費

「浅川障」(令和4年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費は1/2が患者負担です。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養費」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」で設定が必要です。

「浅川障組」(令和4年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費は1/2が患者負担です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。70歳未満の国保組合の場合に適用してください。)

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「2」で設定が必要です。